

厚生労働大臣の定める掲示事項

◆ 入院基本料について

急性期一般病棟では(日勤、夜勤含む)入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。

また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者(看護師みなし含む)を配置しています。

*詳しくは各病棟における入院基本料、特定入院料及び看護職員 1 人当たりの受持患者数又は施設基準一覧表をご確認ください。

◆ DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する『DPC 対象病院』となっています。

※医療機関別係数 1.4613 (基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.3152+機能評価係数 II 0.0829+救急補正係数 0.0181)

◆ 入院診療計画書、栄養管理体制、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する入院診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める栄養管理体制、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

◆ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時(朝食は 8:00 頃 昼食は 12:00 頃 夕食は午後 18 時頃)適温にて提供しております。*治療、検査の都合により提供時間が異なる場合がございます。

・ 入院時食事療養費の標準負担額 (1食につき)

一般 (70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額 (1食当たり)	
上位所得者 (限度額区分A)	現役並み	490円	
一般 (限度額区分B)	一般		
低所得者 (限度額区分C)	低所得 II	90日目までの入院	230円
		91日目以降の入院 (長期該当者)	180円
該当なし	低所得 I (老齢福祉年金受給権者)	110円	

◆ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の個別の算定項目の分かる明細書(薬、検査名称等を記載)を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担がない方についても明細書を無料で発行しております。又、ご家族、代理の方への発行も含めて発行を希望されない方は会計窓口にお申し出ください。

◆ 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に関する届出については、別掲の「施設基準一覧」をご覧ください。

◆ 保険外負担に関する事項

当院では特別室使用料、予防接種料、証明書・診断書等につきましては、保険診療とは別に実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

◆ 保険外療養費について

当院は医療機関の機能分化推進のために、千葉県より紹介受診医療機関の認定を受けております。

他の保険医療機関等からの紹介状がなく(当院)に直接来院された患者さんからは初診時選定療養費に係る費用として通常の保険診療費の他に税込 7,700 円(歯科 5,500 円)を徴収することが義務づけられました。(初診の受診料毎に紹介状は必要)ただし、緊急その他やむを得ない事情と当院が判断した場合にあってはその限りではありません。

・ 再診時選定療養費

当院が他の保険医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにも関わらず、引き続き当院を受診される場合、通常の保険診療費の他に税込 3,300 円(歯科 2,090 円)をご負担いただきます。

・ 180 日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院日数が 180 日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を実費負担していただく場合があります。特別料金の金額(1 日につき)600 円